市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番	発 生	専決処分	損害賠	***	事件の概要
号	局 名	年月日	償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	26. 12. 22	円 7,548,624	横浜市神奈川区在住者	平成23年5月20日、市立学校の体育館で、 体育の授業中、被害者が、高鉄棒につかまり 足を掛けようとしたところ、手が離れて劣化 したマットの上に落下し、負傷したもの